施策No.21 障がい者の社会参画と自立の推進



施策の目的

対象	意図
障がい者(児)	①住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができる ②能力及び適正に応じた社会参画ができる

現状

本市では、障がい者手帳などを所有している市民のうち、在宅で生活している人は平成26年度において3,139人で、全体の96.9%を占めています。また、在宅系のサービスを利用している障がい者延べ数は2,001人で、各種サービスが提供されています。

就労意欲のある障がい者に対する訓練等給付^{※1}については、平成26年度における利用者延べ数は2,756人で、増加傾向にありますが、就労する場所が少なく、全ての就労希望者の要望に応えられない状況にあります。

発達に不安や課題のある子どもとその家族の支援は、育児相談、検診フォローとして実施される 親子教室が3教室6グループ、未就学児を対象とした療育機関として子ども発達支援センター及び 児童発達支援事業所が各1箇所、就学児を対象とした放課後等デイサービス事業所が2箇所あり、 トータルサポートセンターを中心に、子育て支援センター、保育所、幼稚園、小中学校、北薩病院 小児科等と連携しながら実施しています。併せて、適切な子どもの支援の在り方を検討する「子ど も発達支援委員会」の設置や、保育所、幼稚園などの子どもの育ちの一番身近な機関での支援を充 実するための「伊佐すこやか保育事業」の実施など本市にあったシステムづくりを進めています。

学童期以降も継続して支援を行うために、幼保小連絡会や特別支援教育連携協議会、教育機関と の連絡会等により、情報の共有と支援体制の構築を進めています。

また、妊娠期から18歳までの子どもと保護者及び関係者の相談支援機関としてトータルサポートセンターが設置されています。

今後の状況変化

- ・ 平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、障がい者の定義に難病等が追加となり、目的規定においては、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、同法の目的実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業*2その他の必要な支援を総合的に行うことになりました。
- ・ 障がい福祉に関しては、今後もサービス需要が見込まれる中で、真に支援を必要とする者に必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス供給を効率的なものにすることにより、制度の持続可能性を確保していくことが必要となります。
- ・ 障がい者の雇用機会の増加や就労意欲が向上してきており、今後も就労を希望する障がい者が 増えることが予想されます。
- ・ 発達に課題や不安のある子どもは、今後も増加することが予想されます。

課題

- ・ 障がいの特性に応じた在宅系サービスを提供する必要があります。
- 就労を希望する障がい者に対する支援を強化する必要があります。
- ・ ライフステージ^{*3} に応じた専門的な相談対応や支援を行うため、各支援者や関係機関がより高い専門性を身に付ける必要があります。また、障がい者の保護者や兄弟等家族への支援体制を整備する必要があります。
- ・ 発達障がい児の早期気づき、早期療育を行うための体制を充実する必要があります。
- ・ 発達障がい児を乳幼児期から学齢期まで継続して支援する体制を整備する必要があります。

・ 保育所、幼稚園、児童クラブなど、子どもたちの身近な機関で丁寧な支援が行えるよう質の向 上や体制づくりをさらに進める必要があります。

~施策の方針~

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者がライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、自立と社会参加できる社会をめざします。そのために、就労、生きがいづくり、社会参加活動を支援するとともに、発達障がいの早期気づき、早期療育の実施に努め、学校教育とも連携した相談体制や支援の充実を図ります。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ()は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 在宅で生活している障がい 者手帳などの所持者の割合	97.0%	96.9%	96.9% (96.9%)
	97.0%		
B 在宅系サービスを利用して いる障がい者延べ数	1,561人	2,001人	2,060人 (2,060人)
	1,633人		
C 訓練等給付利用者延べ数	1,223人	2,756人	2,810人 (2,810人)
	1,367人		

目標設定の考え方

- A: 在宅で生活している障がい者手帳などの所持者の割合は、平成26年度が96.9%と高い水準のため、平成32年度における成り行き値・目標値ともに、この水準を維持することをめざします。
- B: 在宅系サービスを利用している障がい者延べ数は、サービス受給者数が一定の水準に達したため、これまでのような増加は見込めないものの、わずかに増加すると予想し、平成32年度における成り行き値・目標値ともに2,060人をめざします。
- C:訓練等給付利用者数は、サービス提供事業所の増加とともに利用者数も増加しているが、平成26年度までで一定の水準に達したため、今後は大幅な増加はなく微増すると予想し、平成32年度における成り行き値・目標値ともに2,810人をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

- ・ 障がい者(児)が、障がいの特性に応じた在宅系福祉サービスを必要なときに受けられるよう、相談体制や在宅サービスの充実に努め、利用促進を図ります。
- 生活安定のための医療費助成や各種減免措置の利用を促進します。
- ・ 障がい及び障がい者に対する正しい理解や認識のために広報啓発を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動など交流の機会の提供に努めます。
- ・ 障がい者が能力及び適性に応じた社会参画ができるよう、養護学校、ハローワークと障がい者 支援施設等の関係機関が連携して、就労支援体制の充実や就労先の確保に努めます。
- ・ 発達に不安のある子どもの早期気づき、早期療育のための体制の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期まで継続した支援体制を整備します。
- 障がい者の保護者や兄弟等家族への支援体制の整備に努めます。
- ・ 障がい児の身近な機関(保育所、幼稚園、児童クラブなど)で丁寧な支援が行える体制づくり を進めます。

協働による市民と行政の役割分担

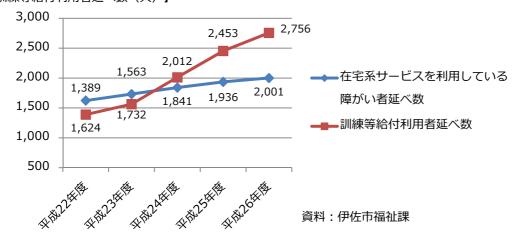
市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割

- 市民は、障がいに対する正しい認識と知識 を持ち、障がい者(児)の力が最大限に発揮 されるよう支援します。
- 障がい者は就労意欲を持ち、また、生きがいを持って積極的に社会参加します。
- 地域や団体等は、社会参画の場を提供し、 障がい者を見守り、支援します。
- 事業所は、就労意欲のある障がい者を積極 的に雇用します。
- 医療機関は、行政や各種機関等と連携し、 専門的な立場で支援します。
- 保育所や幼稚園、児童クラブは、子ども発 達支援センターや放課後等デイサービス事業 所と連携して、子どもの発達に応じた支援を 行います。

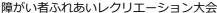
行政の役割

- 障がい等に関する正しい理解と認識のため の啓発活動を行います。
- 就労、生きがいづくり、社会参加活動を支援します。
- 利用者に適した各種障がい福祉サービスを 提供します。
- 発達に不安のある子どもの早期気づきと早期療育に努め、安心して子育てできる環境を整えます。

【在宅系サービスを利用している障がい者延べ数(人)】 【訓練等給付利用者延べ数(人)】









おぎゃー献金記念堂

¹訓練等給付:地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障がい者や身体機能の維持・回復等の必要がある障がい者に対して、必要なサービスを提供する事業のこと。

 $^{^2}$ 地域生活支援事業:障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業。

³ライフステージ: 幼年期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、生涯を共通して特徴により区分した段階のこと。